

⑥職員の経験年数・学歴別平均給料月額 の状況

区分	経験年数		
	10年	15年	20年
一般行政職			
大学卒	246,525 円	280,300 円	321,567 円
高校卒	214,800 円	253,500 円	287,400 円
技能労務職			
高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
教育職			
大学卒	該当者なし	該当者なし	319,000 円
短大卒	228,100 円	該当者なし	該当者なし

※令和 4 年 4 月 1 日現在の数値

⑧職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

区分	香美町		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.2 月	0.95 月	1.2 月	0.95 月
12 月期	1.2 月	0.95 月	1.2 月	0.95 月
計	2.4 月	1.90 月	2.4 月	1.90 月
加算措置	職制上の段階、職務の級などによる加算措置		職制上の段階、職務の級などによる加算措置	

※令和 4 年 10 月 1 日現在の数値

(2) 退職手当

区分	香美町		国	
	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月	24.586875 月	19.6695 月	24.586875 月
勤続 25 年	28.0395 月	33.27075 月	28.0395 月	33.27075 月
勤続 35 年	39.7575 月	47.709 月	39.7575 月	47.709 月
最高限度額	47.709 月	47.709 月	47.709 月	47.709 月
加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
退職時特別昇給	なし		なし	

※令和 4 年 4 月 1 日現在の数値

(6) そのほかの手当

手当名、内容および支給単価	国の制度との比較	
	違いの有無	相違点
扶養手当	無	—
扶養親族のある職員に対して支給 ①子：月額 10,000 円 ②配偶者、父母など：月額 6,500 円 ※特定期間（16 歳～22 歳）の子は、月額 5,000 円を加算		
住居手当	一部異なる	国は支給限度額が 月額 28,000 円
自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に対して支給 支給限度額：月額 27,000 円		
通勤手当	一部異なる	②の場合、使用距離区分が国よりも細かい
通勤のため交通機関、自動車などを使用している職員に対して支給 (通勤距離が 2km未満である職員を除く) ①交通機関などを利用 ・運賃など相当額（鉄道など利用者は 6 ヶ月定期券の額） ・支給限度額：月額 55,000 円 ②自動車などを利用 ・通勤距離に応じて月額 2,100 円～31,600 円		

※令和 4 年 4 月 1 日現在の数値

⑦一般行政職の級別職員数などの状況

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	18 人	11.5 %
2 級	主事	12 人	7.6 %
3 級	主査	43 人	27.4 %
4 級	主幹	44 人	28.0 %
5 級	副課長、課長	27 人	17.2 %
6 級	課長	13 人	8.3 %
合 計		157 人	100.0 %

※令和 4 年 4 月 1 日現在の数値

※町の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する職員の代表的な職務

(3) 地域手当

対象地域	支給率	対象職員数	国の制度(支給率)
神戸市	9.4 %	3 人	12 %

※令和 3 年 4 月 1 日現在の数値

(4) 特殊勤務手当

区分	全職種
支給実績	204,000 円
支給職員一人当たり平均支給年額	17,000 円
職員全体に占める手当支給職員数（割合）	12 人（7.0 %）
手当の種類	危険作業手当
	死体処理従事手当
	廃棄物処理業務手当

※令和 3 年度普通会計決算額を基に計算

(5) 時間外勤務手当

区分	全職種
支給実績	61,769,000 円
支給職員一人当たり平均支給年額	417,000 円

※令和 3 年度普通会計決算額を基に計算

町職員の任用、給与、服務など人事行政の運営状況について、令和 3 年度の概要をお知らせします。

これは「地方公務員法」および「香美町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の公平性、透明性を高めることを目的として行うものです。

1 職員の任免および職員数の状況

①採用と退職

職種	採用	退職
一般行政職	9 人	6 人
教育職	—	2 人
企業職	13 人	8 人
医師職	—	—
看護職	—	—
技能労務職	2 人	—
合 計	24 人	16 人

※採用は令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日

※退職は令和 3 年度中

※企業職は公立香住病院の職員で、医師、医療技術職、

看護師など

※医師職は診療所の医師

※フルタイム再任用職員の採用を含む

③定員管理の数値目標の年次別進ちょく状況の概要

部門	職員数			R4 年の数値 目標（C）	進ちょく率
	H17 年（A）	H27 年	R4 年（B）		
一般行政部門	213 人	145 人	142 人	144 人	102.9 %
特別行政部門	54 人	38 人	33 人	39 人	140.0 %
公営企業等会計部門	47 人	35 人	31 人	35 人	133.3 %
合 計	314 人	218 人	206 人	218 人	112.5 %

※各年 4 月 1 日現在の数値（定員管理適正化計画未策定のため R2 年と同数値を設定している）

※進ちょく率は（B－A）／（C－A）×100 で求めた率

※公立香住病院を除く

2 職員の人事評価の状況

職員の能力および業績を把握した上で行う人事評価制度を本格導入しており、「業績評価」と「能力評価」の両面から評価を行いました。

人事評価結果は翌年度の勤勉手当に反映するとともに、人材育成（職員研修）や分限などに活用しています。

3 職員の給与の状況

①人件費の状況

住民基本台帳人口	16,448 人
歳出額（A）	15,106,794 千円
実質収支	542,958 千円
人件費（B）	2,301,493 千円
人件費率（B / A）	15.2 %
前年度人件費率	13.3 %

※住民基本台帳人口は令和 4 年 4 月 1 日の数値

※令和 3 年度普通会計決算額を基に計算

※人件費には、一般職給与や共済費（社会保険料）のほかに、特別職給与、議会議員報酬、各種委員や消防団員など非常勤職員に支給される報酬などを含む。人件費（B）は、前年度比 14,125 千円の増

②職員給与と費の状況

職員数（A）	172 人
給与と費（B）	1,051,959 千円
給料	661,453 千円
職員手当	131,494 千円
期末・勤勉手当	259,012 千円
一人当たり給与と費（B / A）	6,116 千円

※令和 3 年度普通会計決算額を基に計算

※職員数は、令和 3 年 4 月 1 日現在の人数

※職員手当には、退職手当を含まない。

人事行政の
運営などの状況

●問い合わせ先
役場総務課

②部門別職員数の状況

職種	職員数		対前年 増減数
	R3 年	R4 年	
一般行政部門	139 人	142 人	3 人
一般管理	97 人	100 人	3 人
福祉	42 人	42 人	0 人
特別行政部門	33 人	33 人	0 人
教育	33 人	33 人	0 人
公営企業等会計部門	111 人	116 人	5 人
病院	84 人	89 人	5 人
水道	7 人	7 人	0 人
下水道	4 人	4 人	0 人
その他	16 人	16 人	0 人
合 計	283 人	291 人	8 人

※各年 4 月 1 日現在の数値

※地方公共団体定員管理調査による職員数で、町長、

副町長、教育長を除いた人数

④ラスパイレス指数の状況

年度	ラスパイレス指数
令和 3 年度	94.5
令和 2 年度	94.3

※各年 4 月 1 日現在の数値

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の職員の給与水準を示す指数

⑤職員の初任給の状況

区分	初任給	
	香美町	国
一般行政職		
大学卒	182,200 円	182,200 円
高校卒	150,600 円	150,600 円
技能労務職		
高校卒 1 級	152,700 円	—
高校卒 2 級	157,400 円	—
教育職		
大学卒	182,200 円	—
短大卒	163,100 円	—

※令和 4 年 4 月 1 日現在の数値

7 職員の退職管理の状況

地方公務員法第38条の2の規定により、営利企業などに再就職した元職員が、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけをすることが禁止されています。

本町でも、同法の規定によって退職管理の適正化を図るように取り組んでいます。

8 職員の研修の状況

主催者	研修名および受講者数
兵庫県自治研修所	職員1部（若手職員）研修6人、職員2部（中堅職員）研修2人、監督職研修8人、管理職研修6人、政策づくりの基本研修1人
但馬広域行政事務組合	新任職員研修（前期・後期）9人、中堅職員研修3人、監督職研修2人、管理職員研修4人、人権研修6人、行政法研修2人、クレーム対応研修1人、法制執務研修1人
兵庫県町村会	新入職員研修会7人、中堅職員ブラッシュアップ研修4人、課長役割認識研修会1人、エルダー研修4人、働き方改革研修会1人
兵庫県	地方債事務担当職員研修会1人、統一的な基準による地方公会計制度研修3人、公共施設マネジメント研修1人、栄典事務担当職員研修1人、徴収事務担当者研修1人、固定資産税担当職員研修3人、公共施設総合管理計画研修1人、ドローン活用セミナー2人
全国市町村国際文化研修所	市町村の森林政策1人
因幡但馬麒麟のまち連携中枢都市圏合同研修	公共施設点検実地研修1人
香美町	新任職員研修9人、コンプライアンス研修179人、情報セキュリティ研修280人、交通安全講習会235人、人権研修50人、自治体DX幹部職員研修36人

※令和3年度の数値

9 職員の福祉および利益の保護の状況

①福利厚生

区分	内容
健康管理	定期健康診断、ストレスチェック、人間ドック、脳ドック、子宮がん検診を実施
共済制度	職員は、兵庫県市町村職員共済組合または公立学校共済組合に加入しています。職員の掛け金と、町の負担金で運営され、短期（医療保険）、長期（公的年金）、福祉（保健、貯金、貸付）などの事業を行っています。
互助制度	職員は、（一財）兵庫県市町職員互助会または（一財）兵庫県学校厚生会に加入しています。共済制度と同じく、職員の掛け金と、町の負担金で運営され、福利厚生事業（各種見舞金、各種祝金、弔慰金などの給付）を行っています。

※令和3年度

10 職員の競争試験および選考の状況

区分	実施状況
競争試験	18人
選考	6人

※令和3年度の数値
※職員の採用方法は、試験と選考の2種類
選考による採用は、医師など免許や資格などを必要とする職などに限られている。

②公務災害など認定状況

項目	件数
公務災害発生件数	4件
通勤災害発生件数	0件

※令和3年度の数値
※職員は、公務上または通勤時に発生した災害によって身体的損害を受けた場合、補償を受けることができる。

11 公平委員会の報告事項

区分	実施状況
勤務条件に関する措置の要求状況	0件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件

※令和3年度の数値
※公平委員会は、地方自治法および地方公務員法に定められた、職員の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を行う行政委員会
香美町では、地方公務員法の規定に基づき但馬の市町で共同設置した「但馬公平委員会」で事務処理が行われている。

⑨特別職の報酬などの状況

職名	区分	月額	区分	支給割合
町長	給料	752,000円	期末手当	6月期：2.15月
副町長		616,000円		12月期：2.15月
教育長		564,000円		合 計： 4.3月
議長	報酬	321,000円	期末手当	6月期：2.15月
副議長		237,000円		12月期：2.15月
議員		214,000円		合 計： 4.3月

※令和4年10月1日現在の数値

4 職員の勤務時間と勤務条件の状況

①勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	午前8時30分
	終了時刻	午後5時15分
休憩時間		正午～午後1時
週休日		土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間		38時間45分

※令和4年4月1日現在の数値

②年次有給休暇の取得状況

概要	平均取得日数
1年につき20日付与 ※翌年に繰り越し可能（最大20日）	9.8日

※令和3年1月1日～令和3年12月31日までの数値
※年間を通して在職した一般職の平均取得日数

③育児休業の取得状況

令和3年度中に新たに育児休業を取得した職員	2人
令和2年度から引き続き育児休業を取得している職員	3人

※令和3年度の数値
※育児休業とは、職員が3歳に満たない子を養育するために休業することができる制度で、この期間中の給与は支給されない。

5 職員の分限および懲戒処分の状況

①分限処分の状況

処分件数	内 訳			
	降任	免職	休職	降給
3件	0件	0件	3件	0件

※令和3年度の数値
※分限処分とは、勤務成績が良くない場合、心身故障のために職務遂行に支障がある場合、長期休養を要する場合などに、公務能率の維持およびその適正な運営の確保を目的として、降任、免職、休職、降給させる不利益処分のことをいう。

②懲戒処分の状況

処分件数	内 訳			
	戒告	減給	停職	免職
1件	0件	0件	0件	1件

※令和3年度の数値
※懲戒処分とは、法律または条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に、戒告、減給、停職、免職となる不利益処分のことをいう。

6 職員のサービスの状況

①職務専念の義務の免除

職員は、地方公務員法により、職務に専念する義務がありますが、法律または条例に特別の定めがある場合に、限定的に当該義務を免除されることがあります。

条例で職務専念義務を免除できる場合としては、休暇のほか「香美町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」で規定しており次の場合などがあります。

- 職員の資質および職務遂行能力の向上を図るための研修を受ける場合
- 職務の遂行に関連のある資格の試験を受験または更新する場合

- 職務執行に関し密接な関連のある国、県またはほかの地方公共団体もしくは公共的団体の職務に従事する場合
- 消防団員または水防団員としての業務に従事する場合
- 定期健康診断または町長が認める健康診断を受ける場合

②営利企業などの従事制限に関する許可

職員は、地方公務員法により、営利企業などへの従事が制限されています。ただし、任命権者の許可を受けて営利企業などに従事することが認められています。第3セクターの役員に就任する場合などがこれにあたります。